横手市ネーミングライツ導入に係る基本方針

1 趣旨

この基本方針は、 横手市（以下、「市」という。）が所有する施設等に愛称をつける権利（以下、「ネーミングライツ」という。）の適切な導入を図るため、 対象施設、募集方法、応募者の選定方法等の基本的な方針を示したものです。

2 ネーミングライツ導入の目的

市が所有する施設等を広告媒体として活用することで、民間企業等の広告の機会を拡大するとともに、市の新たな自主財源を確保し、健全で安定した財政基盤の確立に寄与することを目的とします。

3 ネーミングライツの概要

ネーミングライツとは、市の所有する施設等に、企業名や商品名などを冠した愛称をつける権利のことをいいます。市はネーミングライツを付与する代わりに、取得した民間企業等（以下、「ネーミングライツ・パートナー」という。）からその対価（以下、「ネーミングライツ料」という。）を納めていただきます。ネーミングライツ導入後は、市はホームページや印刷物等において積極的に愛称を使用することとします。

なお、条例で定める施設等の名称は、変更しないものとし、施設の所有権、運営等には影響を与えないものとします。また、ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできません。

4 ネーミングライツの効果

（1） 市は市有施設等の管理運営に資する安定的な財源確保が図られ、市民サービスの質の向上につながります。

（2） ネーミングライツ・パートナーは市有施設等に企業名や商品名などを冠した愛称を付けることにより、市の広報活動やイベントの開催等を通じて、メディアへ取り上げられることによる宣伝効果が期待されます。また、市有施設等の管理運営に寄与することにより、地域貢献による企業のイメージアップにつながることが期待されます。

5 ネーミングライツの導入手続きの流れ

（1）募集区分

ネーミングライツ導入に際して2種類の募集型を設定しています。市が対象となる施設等を特定してネーミングライツ・パートナーの募集を行う「特定募集型」と、民間企業等から対象となる施設等の提案を募集する「提案募集型」

があります。

（2）手続きの流れ

特定募集型及び提案募集型の手続きの流れは、「ネーミングライツ導入手続きの流れ」（別紙1）のとおりです。

提案募集型の場合は、提案のあった民間企業等と事前協議を行い、ネーミングライツ導入の状況や施設状況等を検討のうえ、導入についての可否を決定します。

なお、提案募集型は通年で提案を受け付けます。

6 導入の対象施設等

ネーミングライツを導入する対象施設等は、スポーツ施設、文化施設、公園などの市有施設及びそれらの一部を対象とします。

これら施設のうち、利用者数やメディアに取り上げられる頻度などを考慮して選定するものとし、施設等の名称の設定に特段の経緯があるものや施設等の性格上、愛称を付すことが適当でないと判断するものは、対象外とします。（例：市役所庁舎や学校など）

また、指定管理者制度を既に導入している施設を対象とする場合は、指定管理者の不利益とならないよう、あらかじめ市が指定管理者と協議を行います。

7 愛称

（1） 愛称の条件

①市民や施設等利用者にとって、親しみやすさや呼びやすさなど、理解が得られる愛称とします。

②施設等の特性に応じて、地名やキーワードを含めるなど、市が希望する条件を募集要項にて設定できることとします。

③横手市広告掲載要綱第3条の基準を満たすものとします。

④市民や施設等利用者の混乱を避けるため、当分の間正式名称を併記するなどの措置を講ずる場合があります。

（2）愛称の変更

市民や施設等利用者の混乱を避けるため、契約期間内において、愛称の変更はできないこととします。ただし、特段の事情がある場合は、市と協議のうえ、変更できるものとします。

8 ネーミングライツ料について

ネーミングライツ料の希望金額は、対象施設等の維持管理費や、利用者数、知名度、メディアへの露出度、他自治体における類似事例などを参考に総合的に設定し、募集要項で定めます。

9 契約期間

契約期間は、原則3年以上とし、募集要項に記載して公表するものとします。契約期間の決定については、施設等の特性や管理運営形態等を考慮し決定します。

10 ネーミングライツ・パートナーの募集方法等

（1）募集方法

募集は、原則公募とし、応募に必要な事項を記載した募集要項などを作成したうえで、市ホームページや広報などに掲載することにより行います。

（2）募集期間

募集期間は、原則として、30日以上確保することとします。

（3）費用負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

（4）応募資格

応募資格を有するものは法人格を有する団体とします。ただし、次の事項に該当する場合は、応募することが出来ません。

① 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反しているもの
② 公序良俗に反する事業を行う団体等
③ 公租公課を滞納しているもの
④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により 一般競争入札の参加を制限されているもの
⑤ 横手市入札指名停止等取扱基準による指名停止等を受けているもの
⑥ 破産法(平成16年法律第75号)による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)による更正手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立て又は会社法(平成17年法律第86号)による清算の申立てがなされているもの
⑦ 政治団体又は宗教団体等
⑧ 暴力団(横手市暴力団排除条例（平成24年横手市条例第2号。以下、「排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員（排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）並びに暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与している者及びこれらと密接な関係を有するもの
⑨ 指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合するもの(現在の指定管理者及びその関連企業は除く。)
⑩ その他、市ネーミングライツ・パートナーとして不適当と認められるもの

（5）応募がなかった場合の取扱い

募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集条件を見直し再度募集を行うか、募集を取りやめることとします。

11 優先交渉権者の選定方法

優先交渉権者の選定に際し、ネーミングライツ審査委員会を設置し、『ネーミングライツ・パートナー選定基準』(別紙2)に基づき、他の応募者に優先して市が契約交渉を行う団体(以下「優先交渉権者」という。)を選定します。

また、複数の応募があった場合には、優先交渉権者の選定と併せて、次点以下の交渉順位についても決定することとし、優先交渉権者と契約締結に至らない場合は、次点の応募者と契約交渉を行います。

なお、応募者が1者の場合であっても、選定基準に基づき優先交渉権者の選定を行います。

12 契約の締結及び公表

(1) ネーミングライツ・パートナーの決定と契約締結

優先交渉権者との協議が調った場合には、優先交渉権者をネーミングライツ・パートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。

(2) ネーミングライツ・パートナーの公表

ネーミングライツ・パートナーの決定後(契約締結後)、すみやかに当該民間企業等の名称、施設等の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を市ホームページ等により公表します。

13 ネーミングライツによる愛称の設定に伴う費用分担

市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は次表のとおりとします。

ネーミングライツ・パートナーが負担する費用は、ネーミングライツ料とは別に負担する必要があります。

区分	市	ネーミングライツ・パートナー
対象施設の敷地内の看板等の表示変更		○
対象施設の敷地外の看板等の表示変更(道路案内表示含む)		○
契約期間終了後の原状回復		○
市が発行するパンフレット、封筒等の印刷物や市ホームページの表示変更	○	

※敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について変更し、新規看板の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※市で発行している印刷物については、残部数や改定時期を考慮し、ネーミングライ

ツ・パートナーと協議のうえ、変更時期を決定するものとします。

14 優先交渉権者の決定の取消し又はネーミングライツ契約の解除

優先交渉権者として決定した後、次の各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合には、優先交渉権者の決定を取り消します。また、ネーミングライツ契約後も同様に、該当することが明らかとなった場合は契約を解除します。

この場合、契約解除に伴う原状回復等に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

（1）前記10（4）の応募資格の要件を欠くこととなった場合

（2）社会的信用を損なう行為等により市や当該施設等のイメージが損なわれる場合、又は損なわれるおそれのある場合

15 ネーミングライツ契約の期間満了及び更新

市は契約期間満了の6か月前までに、当該施設等におけるネーミングライツの継続実施について判断し、ネーミングライツ・パートナーに通知することとします。

ネーミングライツ・パートナーは契約期間満了の6か月前までに、契約を更新する意思がある場合はその旨を市に通知するものとします。

ネーミングライツを継続実施する場合、愛称が頻繁に変更されることを避けるため、原則として契約中のネーミングライツ・パートナーが同内容での契約更新を希望する場合には当該パートナーを優先交渉権者とします。

契約中のネーミングライツ・パートナーが、愛称やネーミングライツ料など契約内容を変更して継続を希望する場合にあっては、変更して契約を締結することが妥当かどうかをネーミングライツ審査委員会にて審査します。審査の結果、妥当と判断された場合には当該パートナーを優先交渉権者とします。

なお、ネーミングライツ・パートナーが更新を望まない場合、または契約期間満了の5か月前までに、内容変更の希望が審査委員会で妥当ではないと判断されるなど契約更新に係る協議が不調となった場合には、期間満了により当該契約を終了するものとし、前記10の規定に基づき再度公募を行うこととします。

（附則）

この基本方針は、令和5年4月1日から施行します。

（附則）

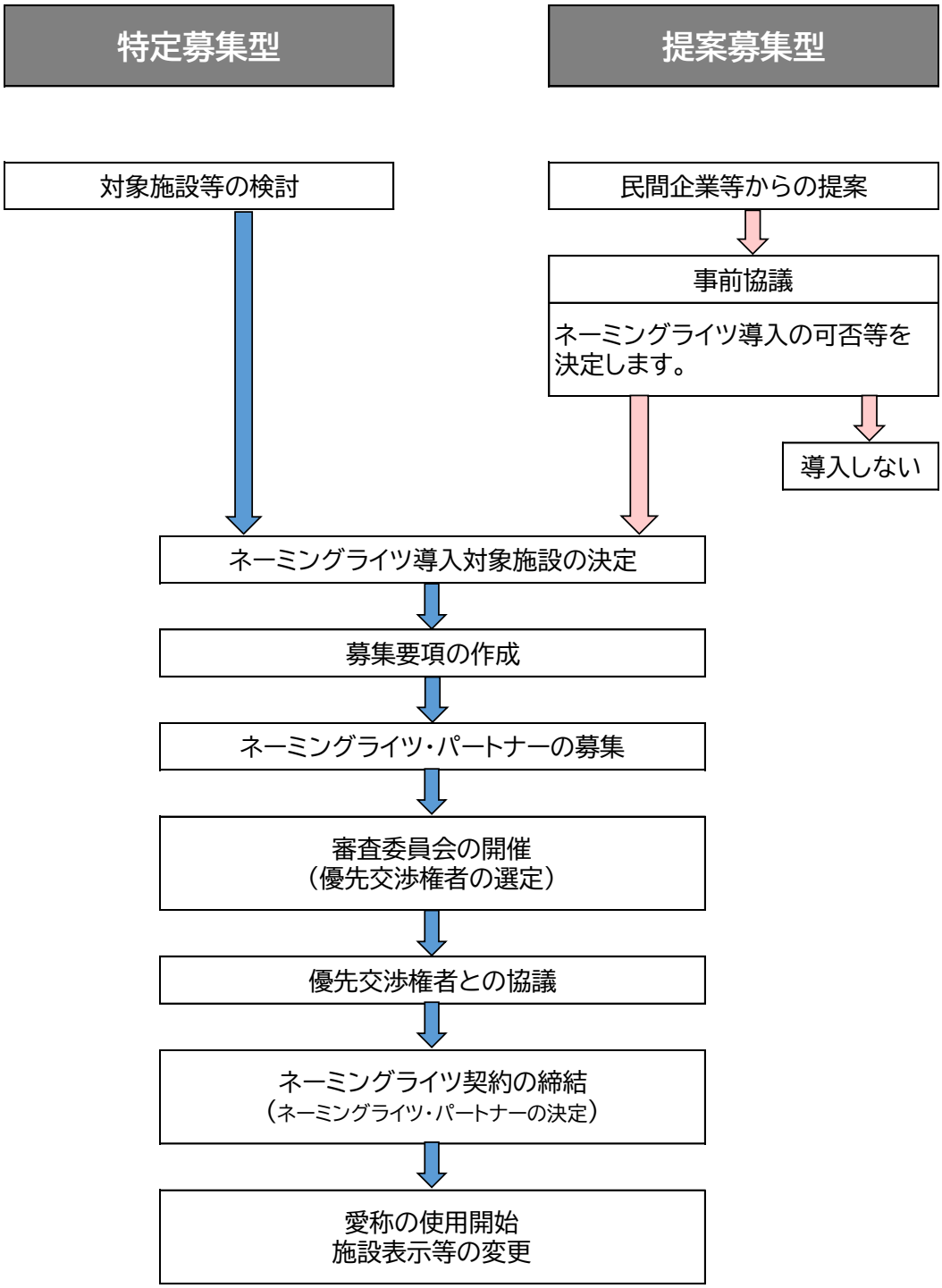
この基本方針は、令和6年5月22日から施行します。

（附則）

この基本方針は、令和8年9月1日から施行します。

別紙1

ネーミングライツ導入手続きの流れ



別紙2

ネーミングライツ・パートナー（優先交渉権者）選定基準

1 応募資格審査

申込書の内容について、募集要項に定める募集要件、応募資格を満たしているか審査します。

2 応募内容審査

応募内容について、下記の項目について審査を行い、点数化します。

ネーミングライツ審査委員会の各委員が評価した点数を集計し、優先交渉権者を選定します。

なお、項目5『個別事項』及び各項目の審査方法、配点等については、個別の案件毎に定めることとします。

項目	審査内容
1　愛称	① 親しみやすさ、呼びやすさ ② 施設等のイメージと合致しているか
2　応募者	① 社会貢献の実績 ② 経営状況の健全性
3　期間	期間の長さ
4　応募金額	応募金額の比較
5　個別事項	対象施設毎の特性等により、評価すべき項目がある場合に設ける。